鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第118号)新旧対照表 第26条関係

改正後			改正前		
○鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例			○鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例		
		平成16年9月30日			平成16年9月30日
鳥取市条例第118号			鳥取市条例第118号		
第1条 ~ 第16条(略)			第1条 ~ 第16条(略)		
別表(第5条、第7条関係)			別表(第5条、第7条関係)		
区分	金	額	区分	金額	
管理棟和室	1時間につき	<u>530円</u>	管理棟和室	1時間につき	<u>520円</u>
林間キャンプ場	1日につき	100円	林間キャンプ場	1日につき	100円
テントサイト 1基			テントサイト 1基		
休養施設	1 泊 1 人につき	2,340円	休養施設	1 泊 1 人につき	2,300円
しゃくなげ館	1回につき	320円	しゃくなげ館	1回につき	310円
シャワールーム			シャワールーム		
バンガロー	1 泊 1 棟につき	9,610円	バンガロー	1 泊 1 棟につき	9,440円
備考 冷暖房設備の利	用料金は、この表に定める	額の5割の額(その額に	備考 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額(その額に		
10円未満の端数があ	るときは、その端数金額を	:切り捨てた額)とする。	10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。		